令和6年10月10日以降調達公告適用

「工程」から「公害対策」 略

現場説明書2 略

現場説明書

説明

現場

3

5

「建設副産物の処理」

③ (バイオマス発電燃料加工施設への搬出)

建設発生木材は<u>市・町・村</u>地内の<u>のバイオマス発電燃料加工施設への搬出(片道運搬距離 km)を想定し、1 t 当り 円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。</u>

なお、公共工事で伐採する支障木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであることは、 立木の所有者(鳥取県)自らにより由来を証明することを基本とするが、伐採・運搬を行う者が由来を証明する場合 は、<u>鳥取県森林組合連合会</u>が登録・審査した認定団体でなければならない。当該工事は、〔所有者(鳥取県)・伐採・運 搬を行う者〕により由来の証明を行うこととしているため、着手にあたっては事前に監督員に確認すること。

④から⑩ 略

現場説明書4 略

現場説明書

③から⑧ 略

⑨ (情報共有システム)

情報共有システム(以下「システム」という。)を利用すること。

その他

ただし、<u>情報共有システムの利用を希望しない</u>場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑩ 略

現場説明書6 略現場説明書7 略

現場説

1

令和6年7月15日以降調達公告適用

「工程」から「公害対策」 略

現場説明書2 略

現場説明書

3

「建設副産物の処理」

③(バイオマス発電燃料加工施設への搬出)

建設発生木材は<u>市・町・村</u>地内の<u>のバイオマス発電燃料加工施設への搬出(片道運搬距離_km)を想定し、 1 t 当り 円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。</u>

なお、公共工事で伐採する支障木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであることは、 立木の所有者(鳥取県)自らにより由来を証明することを基本とするが、伐採・運搬を行う者が由来を証明する場合 は、<u>鳥取県森林組合</u>が登録・審査した認定団体でなければならない。当該工事は、〔所有者(鳥取県)・伐採・運搬を行 う者〕により由来の証明を行うこととしているため、着手にあたっては事前に監督員に確認すること。

④から⑩ 略

現場説明書4 略

現場説明書

5

③から⑧ 略

⑨ (情報共有システム)

<u>予定価格4千万円以上の工事は、原則として</u>情報共有システム(以下「システム」という。)を利用すること<u>とす</u>る

その

他

ただし、<u>止むを得ない事情等によりシステムを利用できない</u>場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができ 。

予定価格4千万円未満の工事であっても、受注者がシステムの利用を希望する場合は、監督員と協議の上、システムを利用することができる。

システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑩ 略

現場説明書6 略

現場説明書7 略